

令和 7 年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務

2 業務目的

令和 2 年 2 月に国の「2050 年カーボンニュートラル」宣言などを踏まえて、関市では令和 4 年 2 月に 2050 年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」をし、2050 年までに市全体で計画的に温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するための取組みを進めているところである。

そこで、本業務では脱炭素社会の実現に向けて、国が掲げる 2030 年度までに市有施設のうち設置可能な建築物等の約 50% に太陽光発電設備を導入することを目指し、公共施設及び公有地に対し太陽光発電設備等の導入を効率的かつ早期に推進するための調査・検討を行うことを目的とするものである。

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 16 日（金）まで

4 調査対象

関市が保有する公共施設及び施設に付随する敷地（別紙資料 4「調査対象施設リスト」を参考に調査対象施設を選定する。）

5 業務内容

本業務は、本市が環境省事業である「令和 6 年度（補正予算）及び令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用するため、当該事業の主旨や交付規定等に基づいた提案を行うこと。

- （1） 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査及び基礎情報の収集・整理（調査対象施設について整理）

ア 本市の地域特性等を踏まえ、太陽光発電設備を導入するに当たり、現状の課題や生じる問題等を具体的に整理する。

イ 先行事例（災害時の活用や市民への普及啓発等）や太陽光発電設備の設置費、維持管理費や今後の電力市場（売電価格）の動向等、太陽光発電の導入可能性を検討する上で必要な基礎情報の収集、整理を行う。

- （2） 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

ア 検討対象とする公共施設、未利用地の把握・整理

イ 設置優先度の整理及び設置可能施設の絞り込み

ウ 現地調査対象施設の抽出（25 施設以上）

- (3) (2) で抽出した施設の発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討
 - ア 現地調査
 - イ パネル配置の検討
 - ウ 電力需給分析
 - エ マイクログリッドの基礎検討
- (4) 上記(1)～(3)の調査・検討結果を踏まえた具体的な発電設備の導入計画の検討(25施設以上について施設毎に整理)
 - ア 導入手法の検討
 - イ 導入コスト、CO₂削減効果等の検討
 - ウ 蓄電池設置の可能性の検討
 - エ 地域の経済・社会にもたらす効果等の検討
 - オ マイクログリッドの基礎検討
 - カ 調査結果のとりまとめ
- (5) 令和8年度以降の再エネ導入事業実施に当たっての事業仕様書(案)の作成
- (6) 報告書の作成

上記までの内容を精査し、次の内容を含んだ業務報告書を作成する。

 - ア 太陽光発電設備等導入選定フロー図
 - イ 設置可能施設選定結果一覧表(導入可否の判断結果、判断理由、蓄電池設置の可能性)
 - ウ 詳細調査実施施設選定フロー図
 - エ 事業手法選定フロー図
 - オ 代表施設での導入モデルケース
 - カ 太陽光発電等導入における地域裨益の検討結果
 - キ 詳細調査実施施設の調査結果一覧表
 - ク 導入計画
 - ケ マイクログリッドの基礎検討結果
 - コ 導入事業仕様書(案)
- (7) 打合せ協議

打合せ協議は、必要に応じて適宜実施することとし、協議内容は、受託者が取りまとめを行うこと。

5 委託金額(上限額)

金 9,988,000円(消費税及び地方消費税を含む。税率は10%。)

- (1) 委託金額には、「5 業務内容」に定める内容を履行するために必要となる一切の経費(各種手続き、打合せに要する交通費等)を含むものとする。
- (2) 委託金額の支払いは、受託者から提出された業務完了届を本市にて受理後、受託者の請求に基づき行うものとする。

6 業務実施体制

- (1) 本仕様書及び提案書等に記載された事項に基づいて本業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たって関係法令及び本市例規を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならない。

また、当該再委託の相手先については関市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

7 手続書類及び成果品の提出

- (1) 業務着手にあたり、以下の書類を提出し本市の承認を得るものとする。
 - ア 業務計画書（業務概要、業務体制、組織図等を含む。）
 - イ 業務工程表
- (2) 業務が完了したときは、業務完了届及び成果品を提出するものとする。なお、本業務の成果品は、以下のとおりとする。
 - ア 業務報告書（2部）
 - イ その他、関連資料
 - ウ 上記の電子データ（Word、Excel、PowerPoint、PDF データ等一式）
- (3) その他、必要に応じて本市より手続書類の提出を求めることがある。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に際し、本市の指示があった場合には、その意図や目的を十分に理解した上で、速やかに対応すること。
- (2) 業務実施にあたっては、都度、本市と連絡、打合せを行い進捗状況の共有や業務実施の方向性の確認などを実施すること。

また、主要な打合せには業務管理者が出席することとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し、本市へ提出すること。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用し、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (4) 本業務の成果物及び関連資料等に関する著作権、知的財産権等の権利は本市に帰属するものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係する法令、本市例規等を遵守しなければならない。
- (6) 本業務において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使

用した結果、生じる一切の責任は受注者が負うものとする。

- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、本市と協議のうえ決定することとする。